

金融商品取引法施行令の改正（案）の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。以下「令」という。）を改正するものである。

2. 主な内容

・ 法令違反等事実発見への対応

公認会計士又は監査法人が特定発行者の監査証明において法令違反等事実を発見し、当該特定発行者に通知（改正後の金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項）した日から「政令で定める期間」が経過した日後、なお一定の事項が認められる等の場合には、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない（同条第 2 項）こととされている。

政令で定める期間は、特定発行者に通知を行った日（「通知日」）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする（令第 36 条）。

- ・ 有価証券報告書の提出期限の 6 週間前の日又は通知日から起算して 2 週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、提出期限の前日）までの間
- ・ 四半期報告書の提出期限の前日までの間